飼い犬・猫が行方不明になったら…

動物指導センターにすぐ連絡を！

TEL:0296-72-1200

受付時間　平日　8:30～17:15

逸走届（いっそう）（いなくなった）と**保護届**（保護している）の受付を行っています。**警察署**や**市町村**にも連絡しましょう！

※保護した人が警察署や市町村に届出することもあります。

インターネットで確認できます。

※インターネットの検索サイトで
「茨城県動物指導センター」
と入力すれば見つかります。

「迷い犬・猫情報」のページをご覧下さい。
●更新は受付・保護した日の夕方です。
●土日・祝日の更新は行っておりません。

犬の飼い主の義務

1. **犬の登録（生涯1回）**
2. **鑑札を着ける**
3. **狂犬病予防注射の実施（毎年1回）**
4. **狂犬病予防注射済票を着ける**
5. **犬をつないで飼う**

センターからのメッセージ

所有者を明確にするため、飼い犬猫には**首輪**と**迷子札**をつけて下さい。

センターで保護した犬猫の収容期間は、**「収容日を含めて5日間」**です。期限を過ぎた動物は、**致死処分**となります。

「いつか戻ってくるだろう」と安易に考えている間に、処分されてしまうかもしれません。行方不明になったら、すぐに届出をして下さい。

茨城県動物指導センター 笠間市日沢47

茨城県動物指導センターでは、行方不明の犬猫を捜している飼い主さんや、迷い込んできた犬猫を保護している人からの届出を受付け、ホームページで情報提供を行っています。